

地方会・研究会記録

第 30 回労働者体力問題研究会*

<特別講演>

1. THP からみた特定保健指導

砂田真弓

(中央労働災害防止協会：ヘルスケア・トレーナー)

労働安全衛生法における定期健康診断・健康測定・健康指導と、高齢者医療法に基づく特定健康診査・特定保健指導の特徴を比較した。

法律	労働安全衛生法		高齢者医療法
	第 66 条	第 69 条	
目的	①労働者の健康状況把握 ②適正配置のチェック ③作業関連疾患の予防	心身両面の健康の保持増進 (THP)	メタボリックシンドロームの予防
実施主体	事業者		医療保険者
対象者	すべての労働者		40～74歳までの被保険者
医学的な検査等と実施義務	定期健康診断	健康測定	特定健康診査
	義務	努力義務	義務
対象者の実施義務	努力義務		無
実施頻度	1年以内ごとに1回		年度ごとに1回
費用負担	事業者		保険者(保険料等)
保健指導と実施義務	事業者による就業上の措置と保健指導	THPにおける保健指導(運動指導, 保健指導, 栄養指導, メンタルヘルスケア)	特定保健指導(食生活改善指導, 運動指導)
	努力義務		義務
実施方法	特に定めない		一定の方法
実施者	産業医(意見の具申), 産業保健スタッフ	産業医(健康測定研修終了医師), 運動指導・運動実践・産業保健指導・産業栄養指導・心理相談の各担当者	医師, 保健師, 看護師, 管理栄養士, THP(運動, 産業保健, 産業栄養)の各指導担当者等

特定保健指導では対象者が40歳以上であり、メンタルヘルス・過重労働に対する対策が含まれていないので、産業保健においては特定保健指導をすれば事足りるものではない。特定保健指導の手法も取り入れつつ保健指導を実施することが有効であろう。また、健康の保持増進のためには、個人へのアプローチだけでなく環境整備を含めたポピュレーションアプローチが重要であり、職場という環境を利用することも有効である。

2. ソニーにおける特定健診・特定保健指導

須藤美智子(ソニー健康保険組合)

2008年4月より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健診および特定保健指導が始まった。当健保においては、医療費および健診データ解析の結果、30歳代からの医療費抑制施策が必要と判断し、従来の保健事業活動を継続したままで、特定健診および特定保健指導を実施することとした。被保険者は、労働安全衛生法に基づく健康診断を事業主に実施してもらい、その結果を健保に提出してもらうことで特定健診を実施したこととする。また、特定保健指導は労働安全衛生法における保健指導と共に事業主側スタッフに実施してもらうことで、就業時間内に特定保健指導を実施することが可能となり、社員とスタッフ双方の余分な時間の負担を削減した。このような業務を全グループ会社と業務委託契約を結び、特定保健指導委託料を支払うこととした。一方、被扶養者の特定健診および特定保健指導に関しては、健保自らが実施しなければならず、このたび内製化するために保健師等を全国の各拠点に配備した。特定保健指導はアウトソーシングすることが先行しているように思われるが、当健保としては、まず、自らの保健指導方法を検討、確立した上で、アウトソーシング先を吟味し、活用していきたいと考えている。

*開催日：平成20年6月26日(木) 11:30～13:30

場 所：札幌コンベンションセンター 205会議室

世話人：澤田 亨(東京ガス株式会社)